

Japan tax alert

EY税理士法人

米国、第4弾となる中国原産品 に対する追加関税の検討開始 貿易摩擦が続く見込み

EYグローバル・タックス・アラート・ ライブラリー

EYグローバル・タックス・アラートは、オンライン/pdfで以下のサイトから入手可能です。

<http://www.ey.com/GL/en/Services/Tax/International-Tax/Tax-alert-library%23date>

エグゼクティブサマリー

米国通商代表部(Office of the United States Trade Representative、以下「USTR」)は、2019年5月9日の官報で、2018年9月24日の発動当初から予定されていたとおり、2,000億米ドル相当の中国原産品のリスト第三弾(対中リスト3)の輸入に係る追加関税を10%から25%に引き上げると発表し、2019年5月10日以降に米国に向けて輸出された中国原産品に対して発動されました。2019年5月15日には、2019年6月1日以降に米国に輸入される品目のみに適用されることが追加発表されました。

さらに、USTRは5月13日の通知で、3,000億米ドル相当の中国原産品のリスト第4弾(対中リスト4)を対象とした追加関税の検討を開始することを公表しました。対象となったのはこれまで適用外とされていたほぼすべての品目であり、最大で25%の追加関税が賦課される見込みです。

なお、USTRは対中リスト1に含まれる物品のうち、USTRが掲げた品目に該当する35品目と10桁のHSコードに該当する5品目について、さらに追加関税の適用を除外することを発表しています。しかしながら、適用除外となるためにはUSTRに対して一定の適用除外申請プロセスを踏み承認をうける必要があり、現在のところ否認されるケースの方が多い状況ではあります。

詳細

2018年3月22日、トランプ米大統領は、中国による米国の知的財産権侵害への対抗措置の導入を指示する大統領令を発令しました。これを受けて2018年7月6日と2018年8月23日に中国原産品のリスト第一及び第二弾(対中リスト1及び2)に対して25%の追加関税が発動されました。対中リスト3に含まれる品目に対する10%の追加関税は2018年9月24日に発動し、当初は2019年1月1日に25%へ引き上げられる予定でしたが、その後2018年12月のプレスリリースで、当初の1月の予定より90日間引上げを延期することが発表されました。さらに、2019年3月に、米中貿易交渉が継続する間は、引上げを延期することが発表されました。(詳細は過去のアラートを参照)

そして、今回、対中リスト3の引き上げが2019年5月9日の官報で発表され、さらに対中リスト4の追加関税の発動について検討が開始されました。

対中リスト4には、これまで対象外とされていたほぼすべての品目が含まれており、衣類などのアパレル製品や靴類、携帯やノートパソコンなどの消費財等の品目も対象となります。

一方で、医薬品や医療用品、希土類(レアアース等)などは対象外とされています。

なお、USTRは今後、最終的な追加関税の対象品目、税率等を決めるにあたって公聴会を開くことになっており、パブリックコメントや公聴会の日程は以下のとおりです。

- ▶ 6月10日: 公聴会への出席申込みおよび口頭によるパブリックコメントの要約提出期限
- ▶ 6月17日: 書面によるパブリックコメントの提出期限
- ▶ 6月17日: 公聴会
- ▶ 公聴会最終日から7日後: 反論提出期限

企業に求められる対応

米中貿易を行う企業は、追加関税の影響を把握し、その影響を最小限にするための戦略を策定することが重要です。

- ▶ エンドツーエンドのサプライチェーンの全体像をマッピングして、影響を受ける製品の範囲、潜在的コスト、代替的な調達先をすべて把握し、タリフ・エンジニアリング等の影響緩和策を検討する
- ▶ 保税倉庫、自由貿易地域(FTZ)、関税還付制度(ドローバック)、米国関税率表(HTSUS)第98類および中国の関税法令上同様のプログラム等、301条追加関税の繰延、節減または還付のための戦略を算定する
- ▶ 関税評価額プランニングや米国のファーストセール制度の活用等、GSPまたは対中追加関税の対象となる輸入品の関税評価額を小さくする戦略を検討する

上記情報を含め、最新情報はEYの英語サイトでもご確認頂けます。

Global Trade Disruptors

<http://digipub.evjapan.jp/global-trade-disruptors/home/>

本アラートに関するお問い合わせは、下記担当者までご連絡ください。

EY税理士法人

大平 洋一

パートナー

yoichi.ohira@jp.ey.com

メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <http://www.eytax.jp/mailmag/> を開きます。
 2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。
- * なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要がございます。



@EY_TaxJapan

最新の税務情報を配信しています。

本ニュースレターに関するご質問・ご意見等ございましたら、弊社の担当者又は下記宛先までお問い合わせください。

EY税理士法人

ブランド、マーケティングアンド コミュニケーション部
tax.marketing@jp.ey.com

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザリーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、ey.com/privacyをご確認ください。EYについて詳しくは、ey.comをご覧ください。

EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規制改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い社会の構築に貢献します。詳しくは、www.eytax.jp をご覧ください。

© 2019 Ernst & Young Tax Co.
All Rights Reserved.

Japan Tax SCORE 20190516

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスをを行うものではありません。EY税理士法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

www.eytax.jp